

新発田地域流域公共下水道中継ポンプ等維持管理業務委託 仕様書

1 委託期間

令和8年7月1日から令和11年6月30日まで（36か月、長期継続契約）

2 委託場所

新発田地域内

3 業務の内容

(1) 通常業務

- ① 緊急時の通報先として、担当者の携帯電話番号及びメールアドレスを指定する。
- ② 警報装置又は発注者及び住民等からの通報があった場合には、直ちに遠隔操作等により必要な策を講ずる。

(2) 巡回点検業務(点検頻度は別表による)

- ① 異常な水位上昇の痕跡の有無を確認する。
- ② マンホール水面の浮上物や夾雑物等の点検を行い、必要に応じて除去する。
- ③ ポンプ及びレベルスイッチの作動状況を点検する。
- ④ 異常が確認され、又は緊急の事態が発生した場合は、直ちに必要な策を講ずる。
- ⑤ 点検作業や異常な水位上昇によりマンホール周辺が汚れた場合には、清掃する。

(3) 清掃業務 19か所(清掃頻度は下表による)

処理区	中継ポンプ	警報	点検 回/月	清掃 回/年
流域	新栄町(2丁目)	水神	2	3
	西園町(1丁目13-20)	水神	1	3
	御幸町(3丁目5-5)	水神	1	3
	中央町(4丁目11-3)	水神	2	3
	御幸町2丁目地内ますポンプ	パトライト	3か月に1回	3
	大栄町1丁目地内ますポンプ	パトライト	3か月に1回	3
	御幸町1丁目地内ますポンプ	パトライト	3か月に1回	3
	大栄町1丁目地内ますポンプ②	パトライト	3か月に1回	3
	城北町2丁目(409-1-1)	水神	1	3
	城北町2丁目(h492-2-1)	水神	1	3
	城北町1丁目(665-44-1)	水神	1	3
	城北町3丁目(No.554-1-1)	水神	1	3
緑町2丁目(No.375)	水神	1	3	
流域 東部	東部 No. 6 (山崎)	水神	1	3
	東部 No. 7 (山崎)	水神	1	3
	東部 No. 8 (五十公野)	水神	1	3
	東部 No. 9 (いわい団地)	水神	1	3
	東部 No. 10 (山王)	水神	1	3
	東部 No. 183-1-1 (東新町1)	水神	1	3

(4) 緊急業務(現地対応)

- ① 警報を受信し、かつ遠隔操作で解決できない場合には、直ちに現地へ赴き必要な措置を講ずる。後日、結果を発注者へ報告するとともに、異常の原因究明及び再発防止に努める。

(5) 特に腐食のおそれの大きい箇所の点検

- ① 以下の場所について、一か所ごとにマンホール蓋を開閉し、地上から蓋及び受枠の状況並びにマンホール内部の状況を把握する。

処理区	腐食のおそれの大きい箇所	備考
流域	ヒロ・ダンスカレッジ裏マンホール	新栄町（2丁目）ポンプ着水点
		新栄町No.1 1 1 7-3 ポンプ着水点
	372-0-1 マンホール	西園町（1丁目 13-20）ポンプ着水点
	49-0-2 マンホール	御幸町（3丁目 5-5）ポンプ着水点
	22-1-2 マンホール	中央町（4丁目 11-3）ポンプ着水点
	409-1-2 マンホール	城北町2丁目（409-1-1）ポンプ着水点
	401-1 マンホール	城北町2丁目（h 492-2-1）ポンプ着水点
	665-45-1 マンホール	城北町1丁目（665-44-1）ポンプ着水点
418-1 マンホール	緑町2丁目（No. 375）ポンプ着水点	
流域 東部	5-T-1 マンホール	東部No.6（山崎）ポンプ着水点
	686-T-2 マンホール	東部No.7（山崎）ポンプ着水点
	794-T-3 マンホール	東部No.8（五十公野）ポンプ着水点
	724-1 マンホール	東部No.9（いわい団地）ポンプ着水点
	734-2 マンホール	東部No.10（山王）ポンプ着水点
	183-2-1 マンホール	東部 No. 183-1-1（東新町1）ポンプ着水点

- ② 点検内容は下表を標準とし、発注者と協議の上、決定することとする。実施頻度は、1年に1回とする。

点検項目		点検内容
マンホール蓋の 状況	蓋の情報	製造年
		製造メーカー
		蓋の呼び径
		材質
	設置基準適合性	耐荷重種類別
		浮上・飛散防止機能
		転落・落下防止機能
	性能劣化	蓋の開閉性
		腐食
高さ調整部		
マンホール内部の 状況	流下及び堆積の状況	耐水、滞留の有無
		土砂等の有無
		インバートの破損の有無
		副官の閉塞、破損の有無
	損傷の状況	足掛金物の腐食等の有無
		ブロックの破損、ズレ等の有無
		側壁及び床版の破損、腐食の有無
		本管の管口不良の有無
		不同沈下の有無
		目視の結果と判定写真との比較
不明水の状況	地下水侵入の有無	
その他	悪質下水の流入の有無	
	有害ガス、臭気の発生の有無	

- ③ 地上からの点検で把握が困難な箇所については、マンホール内に入り、目視点検を行い、管路施設の状態を把握する。
- ④ 調査時には現状の写真（マンホール設置全景、蓋表面、蓋裏面、高さ調整部、周辺舗装、足掛金物、壁面、インバート、流入管、流出管）を撮影し、必要に応じ、不具合箇所を撮影すること。保安設備、交通誘導員の設置状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況についても撮影すること。
- ⑤ 調査票はマンホールごとに記入すること。調査票様式は発注者と協議の上、決定すること。
- ⑥ 参考書類：下水道管路施設の点検・調査マニュアル（案）
その他本業務の遂行に必要な関連法規・標準類など

4 委託料に含まれる費用

- (1) 前記3に掲げる業務に必要な人件費。
- (2) 前記3に掲げる業務に必要な車両費（運転経費、燃料費、損料等）。ただし、特殊車両（バキュームカー等）を要する場合は、発注者に事前協議の上、別途料金を算定する。
- (3) 諸経費（維持管理業務に必要な消耗品その他の経費）。

5 緊急時の体制

受注者は、大雨、台風、地震などの災害及び下水処理機能に重大な支障が生じた場合に備え、技術者の非常招集ができる体制を確立しておくとともに、あらかじめ体制を発注者に届け出なければならない。また、非常時には、関係箇所に通報し、速やかにこれに対応するものとする。

6 その他

- (1) この仕様書に記載がない事項であっても、関係法令に規定されているものは、それに従って維持管理を行うこと。
- (2) 第2種電気工事士、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者、その他維持管理に必要な資格を有する者（直接的な雇用関係にあること。）を各1名（重複可）以上配置できること。
- (3) 維持管理に当たっては、次の図書を参考とすること。
 - ① 設計計算書
 - ② 設計図面
 - ③ 機器仕様書、性能表、取扱説明書
 - ④ 運転要領書
- (4) 中継ポンプ槽内の作業に当たっては、酸素欠乏・硫化水素等を測定し、必要と認められる場合には送風等の処置を行い、有毒ガス中毒に十分注意すること。
- (5) 緊急連絡体制を書面により作成し、遅滞なく発注者に提出すること。
- (6) 発注者からの要請があったときには、検査等の準備及び立会いをすること。
- (7) 巡回点検業務又は緊急業務を行ったときは、その都度作業日報に記録し、1か月分をまとめて翌月10日までに提出すること。

7 請求書提出先

新発田市水道局庁舎内 下水道課 施設管理係 TEL 0254-23-7284

※契約終了後、この契約に関する業務評価をします。

※提出された入札書及びその内訳については、新発田市情報公開条例に基づき開示する場合があります。